

高知大学教育学部履修規則

平成 25 年 2 月 21 日
規 則 第 93 号

最終改正 令和 6 年 3 月 1 日規則第56号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知大学教育学部規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、高知大学教育学部の履修に関する事項について定める。

(卒業要件)

第 2 条 卒業に必要な修得単位数は、下記のとおりとし、第 4 条から第 10 条までに定めるところにより履修するものとする。

課程 科目	学校教育教員養成課程	
	幼児教育コース 教育科学コース 国語教育コース 社会科教育コース 数学教育コース 理科教育コース 英語教育コース 音楽教育コース 美術教育コース 保健体育教育コース 技術教育コース 家庭科教育コース	科学技術教育コース 特別支援教育コース
大学での学びかた科目	6	6
国際コミュニケーション科目	6	6
数理・データサイエンス・A I 科目	4	4
生きる力を育む科目	4	4
視野を広げる科目	6	6
専門科目	107	118
計	133	144

2 前項の卒業に必要な単位数の修得によって、幼児教育コース、保健体育教育コース(中学校専修)、科学技術教育コース及び特別支援教育コースを除く各コースの学生は、小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状の取得要件を、幼児教育コースの学生は、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格の取得要件を、保健体育教育コース(中学校専修)の学生は、中学校教諭一種免許状(保健体育)及び小学校教諭二種免許状の取得要件を、科学技術教育コースの学生は、中学校教諭一種免許状(理科)及び中学校教諭二種免許状(技術)又は中学校教諭一種免許状(技術)及び中学校教諭二種免許状(理科)の取

得要件を、特別支援教育コースの学生は、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状の取得要件に加えて特別支援学校教諭一種免許状の取得要件を満たさなければならない。

(カリキュラム体系)

第3条 カリキュラムの体系は、教員養成に必要とされる学習の区分により、「教養に関する学習」、「教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する学習」、「教育の実践的側面に関する学習」、「教科指導・教科内容に関する学習」、「幼児教育及び特別支援教育に関する高度な学習」及び「教育に関する専門的な学習」の6つの系により構成する。

- 2 「教養に関する学習」は、第4条から第8条までに規定する科目（「課題探求実践セミナー」を除く。）により構成する。
- 3 「教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する学習」は、第9条に規定する専門科目のうち別表1に定める教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する科目により構成する。
- 4 「教育の実践的側面に関する学習」は、第4条に規定する大学での学びかた科目「課題探求実践セミナー」及び第9条に規定する専門科目のうち別表2に定める教育の実践的側面に関する科目により構成する。
- 5 「教科指導・教科内容に関する学習」は、第9条に規定する専門科目のうち別表3に定める教科指導に関する科目、別表4に定める初等教育の教科に関する科目、別表5に定める初等教育の指導法、別表6から別表16までに定める中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目により構成する。
- 6 「幼児教育及び特別支援教育に関する高度な学習」は、第9条に規定する専門科目のうち別表17に定める幼児教育に関する科目及び別表18に定める特別支援教育に関する科目により構成する。
- 7 「教育に関する専門的な学習」は、第9条に規定する専門科目のうち別表19に定める教育に関する専門的科目により構成する。

(大学での学びかた科目)

第4条 大学での学びかた科目として、「大学基礎論」2単位、「学問基礎論」2単位及び「課題探求実践セミナー」2単位の合計6単位を履修しなければならない。

(国際コミュニケーション科目)

第5条 国際コミュニケーション科目として、基軸英語から「大学英語入門」2単位、「英会話Ⅰ」1単位及び「英会話Ⅱ」1単位並びに国際英語及び初修外国語・日本語の2細目区分から2単位の合計6単位を履修しなければならない。

(数理・データサイエンス・AI科目)

第6条 数理・データサイエンス・AI科目として、「情報とデータリテラシー」2単位及び「データサイエンス入門」2単位の合計4単位を履修しなければならない。

(生きる力を育む科目)

第7条 生きる力を育む科目として、「スポーツ科学講義」又は「スポーツ科学実技」の2単位を含めて4単位を履修しなければならない。ただし、幼児教育コースの学生は、「スポーツ科学講義」2単位及び「スポーツ科学実技」1単位を含めて履修するものとする。

2 前項の規定により履修する「スポーツ科学講義」及び「スポーツ科学実技」の単位は、合わせて4単位を卒業要件単位に組み入れることができる上限とする。

(視野を広げる科目)

第8条 視野を広げる科目として、「憲法を学ぶ」の2単位を含めて6単位を履修しなければならない。

(専門科目)

第9条 別表1から別表19までに定める専門科目のうち次項から第11項までに規定するところにより科学技術教育コースの学生及び特別支援教育コースの学生は118単位以上を、科学技術教育コース及び特別支援教育コースを除く各コースの学生は107単位以上を履修しなければならない。

2 別表1に定める22単位を履修しなければならない。

3 別表2に定める授業科目の履修方法は、第2条第2項の規定により卒業要件として満たすべき取得要件の免許状（以下「卒業要件免許状」という。）を小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状とする者にあつては6科目16単位以上、幼児教育コースの学生は2科目7単位以上、特別支援教育コースの学生は4科目9単位以上、科学技術教育コースの学生は6科目13単位以上を履修するものとする。

4 別表3に定める「教材開発演習」2単位を履修しなければならない。ただし、幼児教育コースにあつては選択科目とする。

5 別表4に定める授業科目の履修方法は、卒業要件免許状に小学校教諭一種免許状を含む者にあつては6教科12単位以上、小学校教諭二種免許状を含む者にあつては2教科4

単位以上を履修するものとする。

- 6 別表5に定める授業科目の履修方法は、卒業要件免許状に小学校教諭一種免許状を含む者にあつては10教科20単位を必修とし、小学校教諭二種免許状を含む者にあつては、音楽、図画工作又は体育の指導法のうち2教科4単位を含めて6教科12単位以上を履修するものとする。
- 7 別表6から別表15までに定める授業科目の履修方法は、卒業要件免許状に中学校教諭一種免許状を含む者にあつては、当該免許教科における必修科目及び選択必修科目（以下「必修科目等」という。）を含めて34単位以上、中学校教諭二種免許状を含む者にあつては当該免許教科における教科に関する専門的事項の必修科目等を含めて10単位（理科は必修科目等を含めて12単位、保健体育は必修科目等を含めて11単位）以上及び各教科の「指導法Ⅰ」2単位を履修するものとする。
- 8 幼児教育コースの学生は、別表17に定めるところにより65単位以上を履修しなければならない。
- 9 別表18に定めるところにより、特別支援教育コースの学生にあつては、必修科目26単位を履修するものとする。
- 10 別表19に定める授業科目の履修方法は、必修科目等を含めて17単位（幼児教育コースは13単位、教育科学コース及び特別支援教育コースは21単位、数学教育コース、理科教育コース、音楽教育コース及び技術教育コースは19単位、科学技術教育コースは29単位）以上を履修するものとする。
- 11 第2項から前項までに規定する履修により修得した単位が第1項に規定する単位に満たないときは、不足する単位を別表2から別表19までに定める専門科目の中から履修するものとする。

（地域関連科目）

第10条 第7条から第9条までに規定する科目には、地域関連科目として開設する授業科目のうち、生きる力を育む科目及び視野を広げる科目から1科目2単位以上、専門科目の中から5科目12単位以上を含めて履修するものとする。

（卒業論文）

第11条 卒業論文を履修しようとする者は、履修しようとする年度の当初において、3年以上在学し、卒業に必要な授業科目から100単位以上を修得していなければならない。ただし、高知大学学則第53条に定める早期卒業の希望者は、2年以上の在学とすること

ができる。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目に対する単位数は次の基準による。

- (1) 講義、演習については、15時間の授業の課程を1単位とする。ただし、外国語の演習については、30時間の授業の課程を1単位とすることができる。
- (2) 実験、実技、実習については、30時間の授業の課程を1単位とする。ただし、授業の特殊性によっては、45時間の授業の課程を1単位とすることができる。

(追試験)

第13条 追試験は、病気その他正当な理由のある場合に限り、学部教授会の議を経て、追試験を許可することがある。

- 2 願い出は事前に、やむを得ない場合は、当該試験終了後1週間以内に行わなければならない。
- 3 追試験は、原則として当該試験終了後3か月以内に行うものとする。

(卒業要件以外の教育職員免許状)

第14条 卒業要件とする教育職員免許状以外の免許状取得のための必要単位数は、学校種別ごとに下記のとおりとする。

免許法上の区分		免許状の種類				
		幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	7				
	領域に関する専門的事項					
	保育内容の指導法	14				
	教科及び教科の指導法に関する科目		10	20	20	
	教科に関する専門的事項					
	各教科の指導法		20	8	4	
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	10	10	8	
教育実践に関する科目	7	7	7	5		
大学が独自に設定する科目	7	2	4	12		
特別支援教育に関する科目						26

計	51	59	59	59	26
---	----	----	----	----	----

- 2 幼稚園教諭一種免許状取得のための領域に関する専門的事項は、別表 17 に定める幼児教育に関する科目のうち「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と音楽表現」「幼児と表現（造形）」「幼児と表現（身体）」の 7 科目 7 単位を履修するものとする。
- 3 小学校教諭一種免許状取得のための教科に関する専門的事項は、別表 4 に定める初等教育の教科に関する科目について、5 教科 10 単位を履修するものとする。なお、10 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 4 中学校教諭一種免許状取得のための教科及び教科の指導法に関する科目は、別表 6 から別表 15 までに定める中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目のうち取得しようとする免許状の当該教科の表について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 28 単位を履修するものとする。なお、28 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 5 高等学校教諭一種免許状取得のための教科及び教科の指導法に関する科目は、別表 6 から別表 16 までに定める中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目のうち取得しようとする免許状の当該教科の表について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 24 単位を履修するものとする。なお、24 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 6 幼稚園教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 20 に定める幼稚園教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 39 単位を履修するものとする。なお、39 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 7 小学校教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 21 に定める小学校教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目 49 単位を履修するものとする。なお、選択科目の単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 8 中学校教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 22 に定める中学校教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 29 単位を履修するものとする。なお、29 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 9 高等学校教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 22

に定める高等学校教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて25単位を履修するものとする。なお、25単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。

10 第4項から前項までに規定する教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等のうち、最低修得単位数に加えて、幼稚園教諭一種免許状取得希望者は第6項に規定する科目の中から5単位、中学校教諭一種免許状取得希望者は第4項及び第8項に規定する科目の中から2単位、高等学校教諭一種免許状取得希望者は第5項及び前項に規定する科目の中から10単位を、当該免許状の教科に応じた大学が独自に設定する科目として履修しなければならない。

11 特別支援学校教諭一種免許状取得のための特別支援教育に関する科目は、別表18に定める必修科目26単位を履修するものとする。

（学芸員資格）

第15条 学芸員資格取得のための教育課程は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度以降の入学生に適用する。

附 則（平成25年11月25日規則第53号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月24日規則第103号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則（平成28年2月22日規則第82号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（平成30年 3 月19日規則第67号）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表20の日本画技法材料演習に関する規定については、平成30年 3 月19日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び編入学等によって平成29年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者についての別表 8 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 1 月21日規則第60号）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学を許可された者（以下「編入学生」という。）に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年に係る前項の例により取り扱うものとする。この場合において、編入学生のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができるとされる者以外の者に係る、この規則による改正前の高知大学教育学部履修規則第 2 条第 2 項の規定の適用については、「前項の卒業に必要な単位数の修得によって」とあるのは、「前項に定める卒業に必要な単位の修得のほか、高知大学教育学部履修規則の一部を改正する規則（平成30年規則第60号）の規定による改正後の高知大学教育学部履修規則に定めるところにより必要な単位を修得し」とする。
- 4 転入学、転学部により、平成31年度以降入学生と同じ学年に入学等を許可された者のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができるとされる者に係る、改正後の高知大学教育学部履修規則第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項の卒業に必要な単位

数の修得によって」とあるのは、「前項に定めるもののほか、高知大学教育学部履修規則の一部を改正する規則（平成30年規則第60号）の規定による改正前の高知大学教育学部履修規則に定めるところにより必要な単位を修得し」とする。

附 則（令和2年3月6日規則第60号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び編入学等によって令和元年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月9日規則第42号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び編入学等によって令和2年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月4日規則第61号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び編入学等によって令和3年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者（以下「令和3年度以前入学生」という。）については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお、従前の例（別表の免許法上の区分及び科目名を改める部分を除く。）による。
- 3 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）附則の規定による経過措置の適用を受ける者及び令和3年度以前入学生のうち幼稚園教諭の免許状を取得しようとする者については、別表の免許法上の区分及び科目名を改める部分は、なお、従前の例による。

附 則（令和5年3月3日規則第79号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び編入学等によって令和4年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月1日規則第56号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生及び

編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則第14条第10項及び別表2に係る規定は、令和5年度入学生から適用する。

別表1(第3条、第9条関係) 教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する科目

授業科目	単位数
教職入門	2
教育学・教育課程概論	2
教育心理学概論	2
教育制度論	2
特別支援教育入門	2
道徳教育	2
総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2
教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2
生徒指導・進路指導	2
教育相談	2
人権教育	2
計	22

別表2(第3条、第9条関係) 教育の実践的側面に関する科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
介護等体験	2		幼児教育コース及び特別支援教育コースは選択科目
教育実習(初等)	5		科学技術教育コースの学生及び特別支援教育コースの学生で、中学校教諭免許状を基礎資格とする者は選択科目
教育実習(中等)	5		幼児教育コースの学生及び特別支援教育コースの学生で、小学校教諭免許状を基礎資格とする者は選択科目
教職実践演習(教諭)	2		
観察実習	1		} 幼児教育コースは選択科目
実践的に学ぶ指導法	1		
中学校実習	2		科学技術教育コース対象科目
小学校実習		5	幼児教育コース対象科目
応用実習		2	別表19に定める選択必修の単位に含めるものとする。

別表3(第3条、第9条関係) 教科指導に関する科目

授業科目	単位数	備考
教材開発演習	2	必修科目 (幼児教育コースについては選択科目)

別表4(第3条、第9条、第14条関係) 初等教育の教科に関する科目

教科名	授業科目	単位数		備 考
国 語	初等国語		2	2科目を合わせて1教科とする。
社 会	初等社会科		2	
算 数	初等数学		2	
理 科	初等理科		2	
生 活	子どもの生活と環境		2	
音 楽	初等音楽Ⅰ	1	} 2	
音 楽	初等音楽Ⅱ	1		
図画工作	初等図工		2	
家 庭	家庭科概論		2	
体 育	初等体育Ⅰ	1	} 2	
体 育	初等体育Ⅱ	1		
外国語	初等英語		2	

別表5(第3条、第9条関係) 初等教育の指導法

教科名	授業科目	単位数	備 考
国 語	初等国語科指導法	2	
社 会	初等社会科指導法	2	
算 数	初等数学科指導法	2	
理 科	初等理科指導法	2	
生 活	初等生活科指導法	2	
音 楽	初等音楽科指導法	2	
図画工作	初等図工科指導法	2	
家 庭	初等家庭科指導法	2	
体 育	初等体育科指導法	2	
外国語	初等英語科指導法	2	

別表6(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(国語)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考	
			必修	選択	必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概説	2		2		
			日本文法		2		2	
			日本語学講読		2		2	
			日本語学特講		2		2	
			日本語学演習		2		2	
	国文学(国文学史を含む。)	日本文学概説	2		2			
		日本文学史	2		2			
		日本文学講読		2		2		
		日本文学特講		2		2		
		日本文学演習Ⅰ		2		2		
	漢文学	漢文学概説	2		2			
		漢文学講読		2		2		
		漢文学特講		2		2		
		漢文学演習Ⅰ		2		2		
		漢文学演習Ⅱ		2		2		
	書道(書写を中心とする。)	書道	2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等国語科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。		
	中等国語科指導法Ⅱ	2			2			
	中等国語科指導法Ⅲ	2		2				
	中等国語科指導法Ⅳ	2			2			

別表7(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校(社会)・高等学校(地理歴史)(公民)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許 社会		高校免許				備考
			必修	選択	地理歴史		公民		
					必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	(社会) 日本史・外国史	歴史学概論	2		2				これら2科目から 1科目選択必修
		日本史特講		2	2				
		日本史各論		2		2			
		日本史演習		2		2			
		東洋史特講		2	2				
		東洋史各論		2		2			
	(地理歴史) 日本史 外国史	東洋史演習		2		2			
		西洋史特講		2	2				
		西洋史各論		2		2			
		西洋史演習		2		2			
	(社会) 地理学(地誌を含 む。)	地理学・地誌学概論	2		2				
		地理学特講		2	2				
		地理学各論		2		2			
		地理学演習		2		2			
(地理歴史) 人文地理学・自然 地理学 地誌	地誌学特講		2	2					
	地誌学各論		2		2				
	地誌学演習		2		2				
	地誌学特講		2		2				
(社会) 「法学、政治学」	法律学概論		2	/	/	/	/	2	
	政治学概論		2						
	法律学特講		2						
	法律学各論		2						
	法律学演習		2						
	政治学特講		2						
(公民) 「法学(国際法を含 む。)、政治学(国際 政治を含む。)」	政治学各論		2						
	政治学演習		2						
	社会学概論		2						
	社会学特講		2						
(社会) 「社会学、経済学」	社会学各論		2						
	社会学演習		2						
	社会学特講		2						
	社会学各論		2						
	社会学演習		2						
	社会学特講		2						
(公民) 「社会学、経済学 (国際経済を含 む。)」	経済学各論		2						
	経済学演習		2						
	哲学概論	2			2				
	哲学特講		2			2			
(社会) 「哲学、倫理学、宗 教学」	哲学各論		2				2		
	哲学演習		2				2		
(公民) 「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」	倫理学特講		2				2		
	倫理学特講		2				2		
各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	中等社会科指導法Ⅰ	2						中学校教諭一種 免許状について はⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ のうちから2科目 (4単位)を選択必 修。 中学校教諭二種 免許状について は、中学校免許 欄の規定にかか わらず、ⅡからⅥ までの科目は選 択科目とする。	
	中等社会科指導法Ⅱ	2							
	中等社会科指導法Ⅲ (地歴)		2		2				
	中等社会科指導法Ⅳ (地歴)		2		2				
	中等社会科指導法Ⅴ (公民)		2			2			
	中等社会科指導法Ⅵ (公民)		2			2			

別表8(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(数学)]

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備考
				必修	選択	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	代数学概説	2		2		
			代数学Ⅰ		2		2	
			代数学Ⅱ		2		2	
			代数学Ⅲ		2		2	
			代数学特講		2		2	
		幾何学	幾何学概説	2		2		
			幾何学Ⅰ		2		2	
			幾何学Ⅱ		2		2	
			幾何学Ⅲ		2		2	
			幾何学特講		2		2	
	解析学	解析学概説	2		2			
		解析学Ⅰ		2		2		
		解析学Ⅱ		2		2		
		解析学Ⅲ		2		2		
	「確率論、統計学」	確率論	2		2			
		確率論特講		2		2		
		統計学特講		2		2		
	コンピュータ	情報数学	2		2			
		情報数学特講		2		2		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等数学科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。	
中等数学科指導法Ⅱ		2			2			
中等数学科指導法Ⅲ		2		2				
中等数学科指導法Ⅳ		2			2			

別表9(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(理科)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考
			必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 関 係 す る 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	物理学	物理学Ⅰ	2		2		高校免許は○印の付されている授業科目の内、1科目選択必修
		物理学Ⅱ		2		2	
		物理学Ⅲ		2		2	
		物理学演習Ⅰ		2		2	
		物理学演習Ⅱ		2		2	
		物理学特講		2		2	
	化学	化学Ⅰ	2		2		
		化学Ⅱ		2		2	
		化学Ⅲ		2		2	
		化学演習Ⅰ		2		2	
		化学演習Ⅱ		2		2	
		化学特講		2		2	
	生物学	生物学Ⅰ	2		2		
		生物学Ⅱ		2		2	
		生物学Ⅲ		2		2	
		生物学演習Ⅰ		2		2	
		生物学演習Ⅱ		2		2	
		生物学特講		2		2	
		動物学概論Ⅰ		2		2	
		動物学概論Ⅱ		2		2	
地学	地学Ⅰ	2		2			
	地学Ⅱ		2		2		
	地学Ⅲ		2		2		
	地学演習Ⅰ		2		2		
	地学演習Ⅱ		2		2		
	地学特講		2		2		
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験(中学校)	○物理学実験Ⅰ	1			1		
	物理学実験Ⅱ		1		1		
	○化学実験Ⅰ	1			1		
	化学実験Ⅱ		1		1		
	○生物学実験Ⅰ	1			1		
	生物学実験Ⅱ		1		1		
物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験(高校)	○地学実験Ⅰ	1			1		
	地学実験Ⅱ		1		1		
	中等理科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。	
	中等理科指導法Ⅱ	2			2		
中等理科指導法Ⅲ	2		2				
中等理科指導法Ⅳ	2			2			

別表10(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(音楽)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考	
			必修	選択	必修	選択		
教科 及 び 関 連 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡ	2	2	2	2	
		声乐 (合唱及び日本の 伝統的な歌唱を含 む。)	声乐Ⅰ 声乐Ⅱ 声乐Ⅲ 合唱Ⅰ 合唱Ⅱ 声乐特講	2	2	2	2	
		器楽 (合奏及び伴奏並 びに和楽器を含 む。)	器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 器楽Ⅲ 器楽Ⅳ 器楽特講	2	2	2	2	
		指揮法	指揮法Ⅰ 指揮法Ⅱ	2	2	2	2	
		音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史(日本 の伝統音楽及び諸 民族の音楽を含 む。)	音楽理論・音楽史 音楽理論・作曲法Ⅰ 音楽理論・作曲法Ⅱ 音楽史Ⅰ 音楽史Ⅱ 音楽理論特講 作曲法特講 音楽史特講	2	2	2	2	
各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	中等音楽科指導法Ⅰ	2		2	2	高等学校教諭一種免許状 については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのう ちから1科目(2単位)を選 択必修。 中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄の 規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ 及びⅣは選択科目とする。		
	中等音楽科指導法Ⅱ	2		2				
	中等音楽科指導法Ⅲ	2		2				
	中等音楽科指導法Ⅳ	2		2				

別表11(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(美術)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考
			必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 関 係 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	絵画 (映像メディア表現 を含む。)	デッサン	2		2		
		西洋画基礎		2		2	
		日本画基礎		2		2	
		西洋画応用		2		2	
		西洋画専門		2		2	
		日本画応用		2		2	
		日本画専門		2		2	
		版画基礎		2		2	
	版画応用		2		2		
	彫刻	造形	2		2		
		彫刻基礎		2		2	
		彫刻応用		2		2	
		彫刻専門		2		2	
美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む。)	美術理論基礎	2		2			
	美術理論応用		2		2		
	美術理論専門		2		2		
	日本・東洋美術史概説		2		2		
	絵画論		2		2		
デザイン(映像メディア 表現を含む。)	デザイン	2		2			
	グラフィックデザイン		2		2		
工芸	工芸	2					
	木材工芸基礎		2				
	陶芸基礎		2				
	木材工芸応用		2				
	木材工芸専門		2				
各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	中等美術科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状 については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの うちから1科目(2単位)を 選択必修。 中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄 の規定にかかわらず、Ⅱ、 Ⅲ及びⅣは選択科目とす る。	
	中等美術科指導法Ⅱ	2			2		
	中等美術科指導法Ⅲ	2		2			
	中等美術科指導法Ⅳ	2			2		

別表12(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(保健体育)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考	
			必修	選択	必修	選択		
教科 及 び 関 連 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	体育実技	中等体育	1		1			
		個人スポーツ実技		1		1		
		集団スポーツ実技		1		1		
		対人スポーツ実技		1		1		
		ダンス・表現		1		1		
		海浜スポーツ実習		2		2		
		キャンプ実習		2		2		
		スキー実習		2		2		
	「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会 学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	スポーツ運動学	2		2			これら3科目から1科目選 択必修
		スポーツ心理学		2		2		
		スポーツ社会学		2		2		
		スポーツ社会史		2		2		
		トレーニング論		2		2		
		コーチング論		2		2		
		バイオメカニクス		2		2		
	生理学 (運動生理学を含む。)	スポーツ生理学	2		2			
		生理学実習		1		1		
スポーツ解剖学			2		2			
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	2		2				
学校保健(小児保健、精神 保健、学校安全及び救急処 置を含む。)	学校保健	2		2				
	救急処置法		2		2			
各教科の指導法(情報通信技 術の活用を含む。)	中等保健体育指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状 については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの うちから1科目(2単位)を 選択必修。 中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄 の規定にかかわらず、Ⅱ、 Ⅲ及びⅣは選択科目とす る。		
	中等保健体育指導法Ⅱ	2			2			
	中等保健体育指導法Ⅲ	2		2				
	中等保健体育指導法Ⅳ	2			2			

別表13(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校(技術)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		備考	
			必修	選択		
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	材料加工(実習を含む。)	○木材加工Ⅰ		2	○印の付されている 授業科目の内、1科目 選択必修	
		木材加工Ⅱ		2		
		設計製図		2		
		木材加工特講		2		
		○金属加工Ⅰ		2		
		金属加工・機械実習		2		
		金属加工特講		2		
		機械・電気(実習を含む。)	機械工学Ⅰ	2		
			機械工学Ⅱ			2
	機械特講			2		
	電気工学Ⅰ		2			
	電気工学Ⅱ			2		
	電気実習			2		
	電気特講			2		
	生物育成	栽培	2			
		栽培実習		2		
	情報とコンピュータ	情報工学Ⅰ	2			
		情報工学Ⅱ		2		
		情報実習Ⅰ		2		
		情報実習Ⅱ		2		
情報特講			2			
各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含む。)	技術科指導法Ⅰ	2		中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄の 規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ 及びⅣは選択科目とする。		
	技術科指導法Ⅱ	2				
	技術科指導法Ⅲ	2				
	技術科指導法Ⅳ	2				

別表14(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(家庭)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考	
			必修	選択	必修	選択		
教科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学	2		2		これら2科目から1科目選択必修	
		家庭経営学特講		2		2		
		家族社会学		2		2		
		家族社会学特講		2		2		
		生活課題の調査と分析*		1		1		
	被服学(被服実習を含む。)	被服学概論		2	2	2		2
		テキスタイル基礎科学*		2		2		
		繊維計測学実験		2		2		
		被服製作実習		2		2		
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学概論	2		2			これら2科目から1科目選択必修
		栄養学		2		2		
		食品学		2		2		
		調理学・調理実習		2		2		
		食生活論		2		2		
食物学特論*			1		1			
食物学総論*			1		1			
食物学Ⅱ*			2		2			
住居学	住環境学		2	2	2	これら2科目から1科目選択必修		
	住居学*		2		2			
	住生活学		2		2			
	住環境実習		2		2			
保育学	保育学	2		2		これら2科目から1科目選択必修		
	保育学特講		2		2			
	子育てと社会		2		2			
	子育てと社会特講		2		2			
	保育学Ⅱ*		2		2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	持続可能な生活づくり		2		2		高等学校教諭一種免許状については、中等家庭科指導法Ⅰ、中等家庭科指導法Ⅱ及び中等家庭科指導法Ⅳから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、中等家庭科指導法Ⅱ、中等家庭科指導法Ⅲ及び中等家庭科指導法Ⅳは選択科目とする。	
	家庭科内容構成*		2		2			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等家庭科指導法Ⅰ	2			2			
	中等家庭科指導法Ⅱ	2			2			
	中等家庭科指導法Ⅲ	2		2				
	中等家庭科指導法Ⅳ	2			2			
	中等家庭科教育特論*		2		2			
	中等家庭科実践研究*		2		2			

※ *で示した科目は、高知大学学則第35条に規定する連携開設科目。

別表15(第3条、第9条、第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

[中学校・高等学校(英語)]

免許法上の区分		授業科目	中学校免許		高校免許		備考
			必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	英語学	英文法基礎	2		2		高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。
		文法論		2		2	
		言語文化論		2		2	
		英語学基礎演習		2		2	
		英語学理論演習		2		2	
		英語学特講		2		2	
	英語文学	英語文学概論	2		2		
		英米文学基礎演習		2		2	
		英米文学演習Ⅰ		2		2	
		英米文学演習Ⅱ		2		2	
		英米文学特講		2		2	
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	2		2		
		英語コミュニケーションⅡ	2		2		
		英会話Ⅰ		2		2	
		英会話Ⅱ		2		2	
		英会話Ⅲ		2		2	
	英語Ⅲ特講		2		2		
	異文化理解	英米文化論	2		2		
		比較文化論		2		2	
		比較文化特講		2		2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等英語科指導法Ⅰ	2			2		
	中等英語科指導法Ⅱ	2			2		
	中等英語科指導法Ⅲ	2		2			
	中等英語科指導法Ⅳ	2			2		

別表16(第14条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目
〔高等学校(情報)〕

免許法上の区分		授業科目	高校免許		備考				
			必修	選択					
教科 及 び 関 連 す る 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	情報社会(職業に 関する内容を含 む。)・情報倫理	情報社会と情報倫理*	2 1	} 2	これら2科目から1科目選択必修			
			インターネット社会のための情報倫理*				2 2	} 2	これら2科目から1科目選択必修
			情報・職業*	2 2	} 2				
			情報社会の発展と職業*						
			情報変革と職業*						
	事 項	コンピュータ・情報 処理	情報工学Ⅰ	2					
			情報工学Ⅱ		2				
			情報実習Ⅰ		2				
			情報実習Ⅱ		2				
	事 項	情報システム	情報システム開発演習	2					
			計測・制御システムの設計*		2				
			情報通信ネットワー ク	情報通信ネットワーク論	2				
	事 項	マルチメディア表 現・マルチメディア 技術	マルチメディア技術*		2 2	} 2	これら2科目から1科目選択必修		
デジタル画像処理*									
目	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含 む。)	情報科教育法1*	2						
		情報科教育法2	2						
		情報科教育特論*		2					
		情報科教育授業論*		2					

※ *で示した科目は、高知大学学則第35条に規定する連携開設科目

別表17(第3条、第9条、第14条関係) 幼児教育に関する科目

授業科目	単位数			備 考
	必修	選択必修	選択	
幼児と健康	1			
幼児と人間関係	1			
幼児と環境	1			
幼児と言葉	1			
幼児と音楽表現	1			
幼児と表現(造形)	1			
幼児と表現(身体)	1			
幼児教育指導計画論	2			
保育指導論	2			
幼児理解	2			
環境	2			
人間関係	2			
言葉	2			
健康	2			
表現(音楽)	2			
表現(造形)			2	
表現(身体)			2	
保育原理	2			
子ども家庭福祉	2			
社会福祉	2			
子ども家庭支援論	2			
社会的養護 I	2			
保育者論	2			
子ども家庭支援の心理学	2			
子どもの理解と援助	1			
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養	2			
乳児保育 I	2			
乳児保育 II	1			
子どもの健康と安全	1			
障害児保育	2			
社会的養護 II	1			
子育て支援	1			
高知の保育を考える I	2			
高知の保育を考える II	2			
高知の保育	2			
保育実習指導 I	2			
保育実習 I (保育所)	2			
保育実習 I (施設)	2			
保育実習指導 II		1}	1	
保育実習指導 III		1}	1	
保育実習 II		2}	2	
保育実習 III		2}	2	

別表18(第3条、第9条、第14条関係) 特別支援教育に関する科目

授業科目	単位数	備 考
	必修	
特別支援教育基礎理論	2	
知的障害心理学	2	
知的障害生理・病理学	2	
肢体不自由心理・生理・病理学	2	
病弱心理・生理・病理学	2	
知的障害教育課程	2	
肢体不自由教育課程・指導法	2	
病弱教育課程・指導法	2	
知的障害教育指導法	2	
重複障害の理解と教育	1	
発達障害等の理解と教育	2	
視覚障害の理解と教育	1	
聴覚障害の理解と教育	1	
特別支援教育実習	3	

別表19(第3条、第9条関係) 教育に関する専門的科目

授業科目	単位数			備考
	必修	選択必修	選択	
卒業論文	4			
専門演習Ⅰ	2			
専門演習Ⅱ	2			
専門演習Ⅲ			2	
専門演習Ⅳ			2	
科学技術教育総合演習Ⅰ			2	科学技術教育コースについては 必修科目とする。
科学技術教育総合演習Ⅱ			2	
科学技術教育総合演習Ⅲ			2	
科学技術教育総合演習Ⅳ			2	
教職キャリア開発論演習	1			
環境の科学・技術		2	2	幼児教育コースについては選択 科目とする。
消費生活論		2	2	
男女共生社会論		2	2	
健康栄養教育		2	2	
学校評価論 (応用実習)		2	2	
体験型授業Ⅰ			2	
体験型授業Ⅱ			1	教育の実践的側面に関する科目から再掲
教育哲学		2	2	*幼児教育コースは選択必修4単位を選択必 修2単位に、選択必修8単位を選択必修4単 位に読み替えるものとする。
日本教育史		2	2	
西洋教育史		2	2	
認知心理学		2	2	
教育行政学		2	2	
教育社会学		2	2	
学校安全		2	2	
教育評価		2	2	
学校カウンセリング		2	2	
小学校プログラミング			2	
教育情報演習			2	
高知県の教育			2	
教育臨床			2	
環境教育			2	
身近な自然の観察Ⅰ			2	科学技術教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
身近な自然の観察Ⅱ			2	
実験とものづくりⅠ			2	科学技術教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
実験とものづくりⅡ			2	
科学技術等展示演習			2	
異文化理解			2	
外国語教育学			2	
環境芸術論			2	
日本画技法材料演習			2	
生涯スポーツ論			2	
スポーツ人文社会科学総合演習			2	
スポーツ自然科学総合演習			2	
教育科学基礎演習Ⅰ			2	教育科学コースについては必修 科目とする。
教育科学基礎演習Ⅱ			2	
数学基礎演習			2	数学教育コースについては必修科目とする。
理科基礎演習Ⅰ			2	理科教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
理科基礎演習Ⅱ			2	
音楽基礎演習			2	音楽教育コースについては必修科目とする。
技術基礎演習Ⅰ			2	技術教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
技術基礎演習Ⅱ			2	
特別支援基礎演習Ⅰ			2	特別支援教育コースについては必修科目 とする。
特別支援基礎演習Ⅱ			2	

別表20(第14条関係)教育の基礎的理解に関する科目等〔幼稚園教諭一種免許状〕

免許法上の区分		授業科目	履修すべき単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育学・教育課程概論	2		
		教育哲学		2	
		日本教育史		2	
		西洋教育史		2	
		保育原理		2	
		教職入門	2		
		保育者論		2	
		教育制度論	2		
		教育行政学		2	
		教育社会学		2	
		学校安全		2	
		教育心理学概論	2		
		認知心理学		2	
	特別支援教育入門	2			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2		
教育評価			2		
幼児理解		2			
教育相談		2			
教育実践に関する科目	学校カウンセリング		2		
	教育実習(初等)	5			
	教職実践演習(教諭)	2			
大学が独自に設定する科目		人権教育	2		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児教育指導計画論	2		
		保育指導論	2		
		環境	2		
		人間関係	2		
		言葉	2		
		健康	2		
		表現(音楽)		2	} 2 これら3科目から1科目(2単位)選択必修
		表現(造形)		2	
		表現(身体)		2	
		合 計			39

別表21(第14条関係)教育の基礎的理解に関する科目等〔小学校教諭一種免許状〕

免許法上の区分		授業科目	履修すべき単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育学・教育課程概論	2		
		教育哲学		2	
		日本教育史		2	
		西洋教育史		2	
		教職入門	2		
		教育制度論	2		
		教育行政学		2	
		教育社会学		2	
		学校安全		2	
		教育心理学概論	2		
		認知心理学		2	
		特別支援教育入門	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳教育	2		
		総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2		
		教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2		
		教育評価		2	
		生徒指導・進路指導	2		
		教育相談	2		
		学校カウンセリング		2	
教育実践に関する科目		教育実習(初等)	5		
		教職実践演習(教諭)	2		
大学が独自に設定する科目		人権教育	2		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	初等国語科指導法	2		
		初等社会科指導法	2		
		初等数学科指導法	2		
		初等理科指導法	2		
		初等生活科指導法	2		
		初等音楽科指導法	2		
		初等図工科指導法	2		
		初等家庭科指導法	2		
		初等体育科指導法	2		
		初等英語科指導法	2		
合 計			49		

別表22(第14条関係)教育の基礎的理解に関する科目等〔中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状〕

免許法上の区分	授業科目	履修すべき単位数				備 考	
		中一種免		高一種免			
		必修	選択	必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育学・教育課程概論	2		2			
	教育哲学		2		2		
	日本教育史		2		2		
	西洋教育史		2		2		
	教職入門	2		2			
	教育制度論	2		2			
	教育行政学		2		2		
	教育社会学		2		2		
	学校安全		2		2		
	教育心理学概論	2		2			
	認知心理学		2		2		
	特別支援教育入門	2		2			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育	2				2
		総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2		2		
		教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2		2		
教育評価			2		2		
生徒指導・進路指導		2		2			
教育相談		2		2			
学校カウンセリング			2		2		
教育実践に関する科目	教育実習(中等)	5			5	高一種免については、これら2科目から1科目選択必修	
	教育実習		3		3		
	教職実践演習(教諭)	2		2			
大学が独自に設定する科目	人権教育	2		2			
合 計		29		25			